

(件名) ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

(陳情の要旨)

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられることとなったものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施や、きめ細かい教育活動をすすめるため、さらなる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校・ヤングケアラーなど課題が山積しており、この課題に対応するために計画的な教員の確保と教職員定数の改善が必要です。

子どもたちはどこに住んでいても等しく教育を受けられること、多様な子どもたちへのゆたかな学びを保障することは憲法の要請であり、そのための条件整備が不可欠です。

このような観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されますよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出について陳情いたします。

#### 記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらに一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、国に対し30人以下学級の早期実現を求めること。
- 2 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」が実施できるよう加配の削減は行わないこと。
- 3 複式学級を解消すること。
- 4 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。